

令和2年4月11日

保護者各位

頌和保育園園長

### 新型コロナウイルス感染発生・拡大防止について《重要》

新型コロナウイルス感染拡大防止について、当園におきましても、感染の発生を防ぐ対策を、厚労省子ども家庭局保育課が2月25日に示した「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」(第二報)に準じ講じているところでありますが、今一度、感染拡大防止の確認を行い、他人事ではないということ、一人ひとりが自覚する必要があると感じます。

#### 《平常時の感染防止等》

- ◇ 毎朝、家庭で登園前に検温を行い、登園をお願いします。
- ◇ 風邪の症状や37.5度以上の発熱がある場合は、登園停止とします。(学校保健安全法第19条)尚、解熱後24時間以上経過し、呼吸器症状が改善され登園できることとします。
- ◇ 登園後、37.5度以上の発熱があった場合、速やかなお迎え(降園)をお願いします。
- ◇ 家族に発熱・咳等の呼吸器症状がある場合、登園を控える。
- ◇ 病後児保育は、休止とします。
- ◇ 土曜日の保育(登園)は、保護者(家族)の就労(仕事)の理由に限り、利用(登園)できることとします。
- ◇ 不要不急の外出は避け、帰宅後は必ず、手洗い・うがいを行う。
- ◇ 密閉・密集・密接、これらの三密は避ける。
- ◇ 風邪やインフルエンザ同様、咳エチケット、アルコール消毒等により、感染経路を断つよう努める。

#### 《感染が発生した場合等の措置》

- ◇ 家族に感染者が発生した場合、2週間の登園禁止、又は当局の指導により、休園となる場合有り。
- ◇ 園児・家族・職員が感染者と濃厚接触者と特定された場合、感染者と最後に接触した日から起算して2週間登園禁止、又は当局の指導により全園児登園自粛(休園)となることが考えられる。
- ◇ 職員・園児に感染者が発生した場合は、当局より休園の指示が出される。尚、休園期間については、当局の指示にて決定する。
- ◇ 当該地域の他園で感染者が発生した場合、感染者がいない保育園等も休園となることも十分考えられる。

発症の疑いのある場合の問い合わせ先  
「帰国者・接触者相談センター」(宇城保健所内)  
9:00~19:00 TEL 0964-32-1207